

ID: 128

担当部署: 環境課

処分の概要	浄化槽清掃業許可申請手数料等の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町浄化槽の清掃業に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和60年条例第17号		
【基準】 第6条の規定による。 (浄化槽清掃業許可申請手数料等) 第6条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。 (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,000円 (2) 許可証の再交付を受けようとする者 2,500円 2 既に納めた手数料は、返還しない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日